

令和 7 年度会計年度任用職員（期日前投票所従事業務）募集要項

吹田市選挙管理委員会では、参議院議員通常選挙執行に伴う期日前投票所に従事する会計年度任用職員を募集します。

面接による選考により任用の場合は、選挙管理委員会事務局の担当者から本人へ連絡します。

1 募集職種

参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所従事業務

2 主な業務内容

(1) 会場案内

期日前投票宣誓書の記載指導、選挙人の案内及び誘導、代理投票の立会いなど

(2) 名簿対照

バーコードリーダーによる投票案内状の読み取り等による受付など

(3) 投票用紙交付

選挙人への投票用紙の交付、投票用紙の記載に関する説明など

3 任用条件

パソコンの基本操作ができる者

以下の欠格条項のいずれかに該当する人は申込みできません。

欠格条項（地方公務員法第 16 条）

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

任用期間	期日前投票期間（公示日の翌日から選挙期日の前日） ※選挙期日 7 月 20 日の場合 7 月 4 日～7 月 19 日となります。
勤務日	期日前投票期間（公示日の翌日から選挙期日の前日）
勤務時間	8 時 30 分から 17 時まで（休憩時間 45 分）
勤務場所	吹田市役所又は千里ニュータウンプラザ千里市民センター
報酬	月額 12,540 円（地域手当等を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当等が支給されます。
社会保険	なし
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

※ 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※ 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

5 応募手続

（1）応募方法

所定の申込書をメール又は郵送で提出

（2）提出書類

会計年度任用職員（期日前投票所従事業務）申込書

※上記登録票は吹田市ホームページの「令和 7 年度会計年度任用職員（期日前投票所従事業務）の募集について」ページに掲載していますので、ダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入してください。

（3）提出先

吹田市選挙管理委員会事務局

郵送先：〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

E メール：senkanjm@city.suita.osaka.jp

※郵送で提出される場合は、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票在中」と記入してください。

(4) 応募締切

令和7年6月25日(水)

※郵送の場合、消印有効

6 その他

本名簿登録の申込みにあたり提出された登録票は一切返却しないものとします。

申込みに際して取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に管理し、任用に関する事務以外の目的では利用しません。ただし、任用になった方の個人情報は人事情報として使用します。

申込内容に虚偽の事項があった場合は、任用を取り消すことがありますので、内容に誤りがないか十分御確認ください。

7 問合せ先

吹田市選挙管理委員会事務局

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-2478(直通)

FAX：06-6368-9909

メール：senkanjm@city.suita.osaka.jp